

第3章 自然と人とが共生する環境の保全と創造

第1節 自然環境に関する現況

愛媛県の特徴は、海岸地域の暖温帯植生から石鎚山系の亜高山植生まで植物相の多様性に富んでいることと、そのことが豊かな動物相を育んでいることである。

また、海岸線は1,695kmあり、全国第5位である。東・中予の瀬戸内海は、遠浅の砂浜海岸が部分的に残っており、佐田岬半島以南はリアス式海岸で黒潮の影響を受けている。そのため海産動物も多様性に富み、特に分布の北限に近いサンゴ群集は、極めて貴重なものと考えられている。

1 動植物の現況

(1) 植物

本県の自然環境を植生上から見ると、高山性のシコクイチゲ、キバナノコマノツメ、ミヤマダイコンソウ等から熱帯性のピロウ、コササキビ、アコウ等まで、種類は非常に豊富で、シダ植物、種子植物は、亜・変・品種を含めて約3,500種が自生しており、これらは、環境の諸条件に適応して、各種の植生を作っている。

県下の特徴的な植生分布は、丘陵地に広範囲に分布する常緑果樹園、アカマツ林、海岸地域及び島しょ地域のクロマツ、南部海岸のウバメガシなどであるが、マツ林は、マツ枯れの進行により、広くコナラなどの落葉広葉樹林、シイ・カシ照葉樹林に変わってきている。

山地部の多くは、スギ・ヒノキの植林で占められているが、南部、中部にコナラ群落とシイ・カシ萌芽林が多く見られる。石鎚山の標高1,700m以上の高所には、シラベ群落、ダケカンバ群落なども見られる。

(2) 動物

① ほ乳類

ニホンザル、ニホンジカは、県内山地に局所的に生息している。ニホンザルは、山麓にも出現することがあり、近年、南予地方において農作物への被害が出ている。ニホンジカは、高縄半島、鬼ヶ城山系に多く生息しており、樹木や農作物への被害が増加の傾向にある。

ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンカワウソは、生息に関する情報が非常に少なく、県内での絶滅が危惧されている。ニホンカワウソは、四国西南部が日本での最後の生息地として知られている。昭和39年に本県の県獣として指定、また、昭和40年には国の特別天然記念物に指定されたが、昭和51年以降、本県での生息は確認されていない。しかし、宇和海沿岸の良好な自然環境の残っている一部の地域には、生息している可能性もある。本種は、県のレッドデータブックで絶滅危惧Ⅰ類、国のレッド



ニホンカワウソ 撮影者：大高成元
出典：愛媛県レッドデータブック

データブックでも絶滅危惧 I A類に指定されている。

イノシシ、テン、ムササビは、低山から1,000m以上の山地まで全県下に広く生息している。近年、イノシシによる農作物への被害が増加している。

キツネは、個体数は少ないものの、県内各地に広く分布している。タヌキは、個体数も多く、県内全域で生息が確認されている。アナグマは、東予では少ないが、中予や南予では低山にも生息している。

ホンドイタチは、東予・中予の山間部と南予に分布している。現在、東予・中予の平野部では移入種であるシベリアイタチ（チョウセンイタチ）が優占しており、徐々に南予に分布を広げつつあるとされる。

② 鳥類

県内で 309種が確認されている。冬鳥106種、旅鳥62種、留鳥62種、夏鳥40種、迷鳥35種、漂鳥 4種に区分できる。山野の鳥は158種、水辺の鳥は151種である。夏季の石鎚山系の自然林では、高山鳥で有名なホシガラスをはじめ、カヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、ビンズイ、コマドリ（県鳥）等の繁殖が見られる。シギ、チドリ、サギ、カモメ類などの水鳥は、加茂川や重信川などの河口の干潟に多く見られる。カモ類は、干潟のほか、ダム湖やため池にも多く渡来する。タカ類・小鳥類の渡りの中継地としては、愛南町の高茂岬や佐田岬半島が重要な役割を果たしている。



ルリビタキ



メボソムシクイ



コマドリ

撮影者：秋山勁三 出典：愛媛県レッドデータブック

③ 両生類・は虫類

両生類では、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオ、カスミサンショウウオ、ダルマガエル、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル等が生息している。

このうち、ハコネサンショウウオ、オオダイガハラサンショウウオ、ブチサンショウウオは、石鎚山に源を発する河川の標高800～1,700m付近に生息し、タゴガエル、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルは、ほぼ全山地の林下に生息している。

は虫類では、イシガメ、クサガメ、タワヤモリ、ジムグリ、ヤマカガシ、マムシ、タカチホヘビ、シロマダラ、ヒバカリ、シマヘビ、アオダイショウ等が生息している。

④ 淡水魚類

本県では176種が記録されている。内訳は、一生を淡水域で過ごすもの52種、川と海を回遊するもの25種、感潮域に生息する、あるいは海域から河川へ侵入してくるもの99種である。分類群別で見ると、ハゼ科魚類が39種で最も多く、次いでコイ科の29種となる。瀬戸内海に流入する河川に比べて、宇和海に流入する河川では、海域から侵入してくる魚の種類が多く、一生を河川で過ごす魚種が少ない。国内及び国外からの侵入種は、34種にのぼり、特にオオクチバスとブルーギルは、淡水域の緩流部に広く定着している。県のレッドデータブックには、絶滅種（イトヨ）、絶滅危惧Ⅰ及びⅡ類、準絶滅危惧種として総計25種が掲載されており、このうちスナヤツメ（松山市指定）とオオウナギ（県指定）が天然記念物となっている。局所的な分布を示す魚種として、アブラボテ、スジシマドジョウ中型種が松山平野、ナガレホトケドジョウが東予地方の山間部だけに見られるほか、カジカ中卵型は肱川で絶滅し、安定した個体群は加茂川のみに見られる。

⑤ 昆虫類

本県は、長い海岸線沿いに、トベラ、ウバメガシ、タブ等の暖帯性照葉樹林に恵まれ、ヒメハルゼミ、ヨツスジトラカミキリ等多くの暖帯系の昆虫が生息している。さらに、南予地方には、ウルシゴキブリ、オオシロアリ、マメクワガタ、カノアブ等亜熱帯系の種が分布の北限として生息している。

一方、本県は西日本最高峰の石鎚山系を擁することから、ウスバシロチョウ、ツマジロウラジャノメ、スジボソヤマキチョウ、エゾヨツメ、コトラガ、フジキオビ、キンスジコガネ、フタスジカタビロハナカミキリ、エゾハルゼミ、ソウウンアワフキ等北方系種の南限として残存している種も少なくない。これらの中には、近接する赤石山系、その他県内の標高の高い山地に点々と生息地があるものもある。

⑥ 海産動物

瀬戸内海に生息する動物は、4,000種を超えるといわれている。しかし、護岸工事や埋立てなどにより、河口域や海岸線は広い範囲で改変され、全国5位の長さを持つ海岸線も自然海岸は42%を占めるにすぎない。加えて、水質汚濁の影響も見られる。その結果、ベンケイガニ、アカテガニ、ハマグリ、イボキサゴなど本来普通に見られる種の生息個体数が減少している。一方、シオマネキ、ムツハアリアケガニ、ドロアワモチ、ミヤコドリをはじめとする全国的にも貴重な種の生息が、御荘湾をはじめとして重信川河口、加茂川河口など、県下で確認されている。

2 高山植物等の保護

山野の草木は、開発や人間生活の影響を受けて年々減少しており、また、ライフスタイルの変化などにより、自然との触れ合いを求める人々が増加したこともあって、利用者の多い自然公園等の地域における植物の保護の重要性が高まってきた。

県では、県立自然公園特別地域内に生育する植物で、学術上貴重な種や景観構成上重要な役割を果たしている種等を、愛媛県県立自然公園条例に基づき「高山植物その他こ

れに類する植物」として指定（昭和57年6月）しており、積極的にその保護に努めているところである。指定植物は、環境省の国立・国定公園内高山植物等指定植物の選定範囲及び基準に準じて選定しており、いわゆる高山植物だけに限定せず、低地において乱獲等により絶滅のおそれのある種等についても指定の対象としたことが特徴となっており、7地域の県立自然公園で延べ224種を指定している。

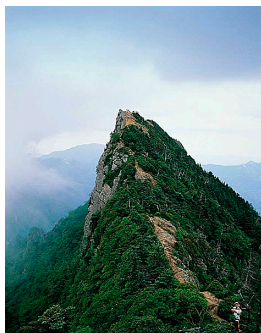
3 自然公園

自然公園とは、優れた自然の風景地を保護するとともに、利用の増進を図り、もって国民、県民の保健、休養及び教化に資することを目的とした地域制の公園であり、このうち、我が国の風景を代表し、世界的にも誇り得る自然の風景地を国立公園として、また、国立公園に準ずる風景地を国定公園として自然公園法に基づいて環境大臣が指定し、県内にある優れた自然の風景地を、県立自然公園として愛媛県県立自然公園条例に基づいて知事が指定することになっている。

現在、瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、石鎚国定公園に加え、肱川、金砂湖、奥道後玉川、四国カルスト、篠山、佐田岬半島宇和海、皿ヶ嶺連峰の7地域を県立自然公園として指定している。

社会経済状況の変化に伴う各種開発等により、良好な自然が消滅しつつある近年においては、自然公園は、自然との触れ合いの場として、あるいは、野外レクリエーションの場として県民の健康で文化的な生活に欠かせないものとなっている。

県下の自然公園指定状況は、資料編12-1のとおりである。



石鎚国定公園

4 自然環境保全地域

優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼又は河川、植物の自生地、野生生物の生息地等で一定の広がりを持った地域については、その適正な保全を推進し、国民、県民が自然環境の恵みを受用し、次世代にこれを継承できるようにするため、自然環境保全地域として国及び県が指定することになっている。本県においては、笹ヶ峰を自然環境保全地域として自然環境保全法に基づいて環境大臣が指定し、赤石山系及び小屋山を、それぞれ県自然環境保全地域として愛媛県自然環境保全条例に基づいて知事が指定している。

県下の自然環境保全地域の指定状況は、資料編12-2のとおりである。

5 自然海浜保全地区

瀬戸内海の美しい自然の渚を保全するとともに、将来にわたって県民の健全な海洋性レクリエーションの場を確保するため、県では、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて、昭和55年に愛媛県自然海浜保全条例を制定した。

この条例は、水際付近において、砂浜や、岩礁その他これらに類する自然の状態が維持されている海浜や、海水浴、潮干狩、その他これらに類する目的のために、将来にわたって利用されることが適当と認められる海浜を、自然海浜保全地区として知事が指定することによって、開発等の行為を規制し、保全を図ることを目的としている。

条例に基づき、現在自然海浜保全地区として23地区を指定している。また、愛媛県自然保護協会に委託して、各地区に自然海浜保全指導員を配置し、環境の維持、利用の適正化に努めている。

県下の自然海浜保全地区の指定状況は、資料編12-3のとおりである。

第2節 自然環境保全のための取組

1 自然公園の管理

(1) 管理体制

環境省では、国立公園における現地管理体制の充実及び自然公園事務の整理、合理化を図るため、全国28の国立公園を7ブロックに編成する管理体制をとっている。

本県の瀬戸内海及び足摺宇和海国立公園は、中国四国地方環境事務所の所管下に置かれており、同事務所は、風致景観の保護、公園事業の指導、公園利用者の意識啓発等、県と調整を図りながら広範な管理業務を行っている。

また、国立公園等における動植物の保護や美化思想の普及、利用者の指導等のため、環境省では全国に自然公園指導員を委嘱しており、県内の自然公園指導員は、平成20年度現在で52名となっている。

県においても、関係市町等の協力の下に、県内の自然公園等の積極的な風致景観の保護管理や公園利用者の指導を行っているほか、昭和47年から県自然保護指導員30名を委嘱しており、昭和63年度、平成11年度にそれぞれ30名ずつ増員し、現在90名として自然公園等におけるより一層の管理の適正化を図っている。

(2) 自然公園内における行為の規制

自然公園の優れた自然の風景地を保護するため、自然公園内で工作物の新築、改築又は増築、木竹の伐採等の行為をしようとする場合は、自然公園法又は愛媛県県立自然公園条例に基づき、許可を受け又は届出をしなければならない。

国の機関がこれらの行為をする場合は、特例により国立公園内においては環境大臣に、国定公園及び県立自然公園内においては知事に協議を行うことになっている。

これらの行為については、自然保護の見地から慎重な検討を加え、風致景観に与える影響を最小限にとどめるよう規制、指導を行っている。

平成16年度以降の許可、届出等の処理状況は、表2-3-1のとおりである。

表2-3-1 自然公園内行為の許可、届出及び協議状況

公園別	許 可					届 出					協 議				
	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20	16	17	18	19	20
国立公園	74	-	-	-	-	13	-	-	-	-	18	-	-	-	-
国定公園	7	5	10	5	11	0	1	0	0	0	4	0	0	5	5
県立自然公園	24	13	18	21	22	3	1	5	2	0	3	3	6	14	24
計	105	18	28	26	33	16	2	5	2	0	25	3	6	19	29

(3) 自然公園の清掃、美化対策

県、市町、民間企業等68団体ほか個人7名で構成する愛媛県自然保護協会（事務局一愛媛県県民環境部環境局自然保護課内）において、昭和52年から毎年、国立公園をはじめ県内のすべての自然公園の主要な利用地域の清掃を実施している。また、各種ボランティア団体や自然保護団体の協力による清掃奉仕活動、クリーン愛媛運動とタイアップした一斉美化清掃事業の推進やごみ持ち帰り運動の推進など各種の活動を展開し、自然保護思想の普及・啓発に努めている。

なお、平成20年度の自然公園清掃活動の実施状況は、表2-3-2のとおりである。

表 2-3-2 平成20年度国立公園等清掃活動実施状況

公園名 (地区名)	実施場所	実施期間	延人員
瀬戸内海国立公園 (今治・松山地区)	桜井、唐子浜、石風呂、近見山、糸山、 波止浜、小島、馬島、鷲ヶ頭山、 台海岸、法王ヶ原、笠松山、積善山、 九王海岸、塔の峰、火内鼻、鵜島、能島、 開山、宝股山、観音崎、大三島橋架橋 地点、北条鹿島、姫ヶ浜、大串	平成20年7月 1日 ～ 平成21年2月28日	823 人
足摺宇和海国立公園 (宇和海地区)	西海鹿島、高茂岬、須ノ川、滑床、 成川、篠山、沖の島、法華津峠	平成20年7月 1日 ～ 平成21年2月28日	635 人
石鎚国定公園	面河溪谷、土小屋、成就社	平成20年 7月 1日 ～ 平成20年11月30日	154人
金砂湖県立自然公園	金砂湖遊歩道	平成20年 8月 9日 ～ 平成20年 8月10日	16人
皿ヶ嶺連峰県立自然公園	大谷池、滑川溪谷、皿ヶ嶺キャンプ場	平成20年 4月27日 ～ 平成21年 3月16日	81人
四国カルスト 県立自然公園	大川嶺、小田深山、五段高原、大野ヶ原	平成20年 9月17日 ～ 平成21年 3月14日	46人
肱川県立自然公園	鹿野川湖周辺	平成20年 7月17日 ～ 平成21年 2月18日	20人
野鳥の生息地	重信川河口	平成20年10月26日	33人

2 海中公園の保護

足摺宇和海国立公園海中公園地区は、サンゴが群生する優れた海中景観を有しているが、毎年シロレイシガイダマシ類（巻貝）の食害によりサンゴが被害を受けていることが確認されている。

県では、宇和海海中資源保護対策協議会が実施するシロレイシガイダマシ類の駆除に助成を行い、宇和海の貴重な自然の保護に努めている。

駆除の状況は、表 2-3-3 のとおりである。

表 2-3-3 シロレイシガイダマシ類駆除状況

年 度	16	17	18	19	20
実施回数	21	11	11	11	11
ダイバー数	122	64	64	64	64
駆除数	19,431	20,751	20,734	27,456	33,673

3 自然公園等の利用と施設整備

(1) 自然公園の利用状況

マイカーの普及や道路交通網の整備の進展、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、自然に親しみながら心身のリフレッシュを図ることが定着してきており、県内の自然公園においても年間約480万人の利用をみている。

平成20年の自然公園利用状況は、表2-3-4のとおりである。

表2-3-4 平成20年自然公園利用状況 (単位：千人)

公園名	瀬戸内海 国立公園	足摺 宇和海 国立公園	石鎚 国立公園	肱川県立 自然公園	金砂湖 県立 自然公園
利用人員	2,511	455	497	101	44

奥道後 玉川県立 自然公園	四国カル スト県立 自然公園	篠山県立 自然公園	佐田岬半島 宇和海県立 自然公園	皿ヶ嶺 連峰県立 自然公園
535	353	15	42	237

(2) 施設の整備

① 自然公園等の施設整備

自然公園を安全で快適に利用し、自然との触れ合いができるよう、休憩所、便所、歩道、標識などを整備し、県民の保健休養の増進に努めている。

② 長距離自然歩道（四国自然歩道「四国のみち」）

優れた自然や温かい心との触れ合いの場を創設するため、四国各地の自然や歴史、文化などに触れながら歩くことのできる自然歩道を、古くから親しまれてきたへんろ道を中心に、四国4県が共同で、国の助成を受けて「四国のみち」として整備したもので、平成元年に完成している。

歩道、標識、公衆便所や東屋などの施設を整備しているが、老朽化したものについては順次再整備を進めている。

「四国のみち」は四国4県で123コース、総延長1,545.6kmとなっており、このうち、本県分は、愛南町の松尾峠から四国中央市の香川県境までの幹線27コースと、四国カルストの支線6コースの計33コースで、延長は362.5kmである（資料編12-5参照）。

また、四国のみち踏破記念制度を設けており、平成21年3月31日現在36人が愛媛県内の全コースを踏破し、認定証を受けている。

③ 国民休暇村事業

国民の保健休養に資するため、国立公園や国定公園の大自然の中に、宿舎を中心として海水浴場、キャンプ場、園地など種々の施設を総合的に整備する国民休暇村事業については、本県では、瀬戸内海国立公園桜井地区に海浜保養地として「休暇村瀬戸内東予」が設置され、昭和39年から国（環境省）、県、休暇村協会が一体となって、公営施設の整備を進めている。

4 自然環境に関する調査

自然環境の現況を的確に把握し、適切な保全対策を推進していくため、県では各種の調査を行っている。

(1) 愛媛県レッドデータブックの作成

平成11年度から4箇年をかけて、県内の絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、平成15年3月に、その希少性の評価、生息・生育状況等を取りまとめた「愛媛県レッドデータブック（愛媛県RDB）」を作成するとともに、その内容を一般に広く普及するために、掲載内容を県民が利用しやすいよう検索機能を持たせ、県ホームページに公開している。

このレッドデータブックは、野生動植物の種の保存への理解を広く県民に求め、自然保護・自然との共生意識を高めるとともに、開発行為における環境への配慮を促進するなど、県内の自然生態系を保全し、野生動植物の多様性を確保していくための基礎資料となるものである。

調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等は、表2-3-5のとおりである。

表2-3-5 調査対象分類群別の目録種数・レッドリスト掲載種例等

区分	専門分科会	調査対象分類群	愛媛県産野生動植物目録種数	レッドリスト掲載種	
				種数(対目録)	掲載種の例
動物	哺乳類	陸産哺乳類	種 49	種(%) 20(41)	ニホンカワウソウ, ツキノワグマ, ホントモモンガ ヤマネ, クロホオビゲコウモリ
	鳥類	鳥類	309	67(22)	クマタカ, オオタカ, ヤイロチヨウ
	は虫類 両生類	陸産は虫類	16	8(50)	イシガメ, ヒバカリ
		両生類	18	10(56)	カスミサンショウウオ, タルマガエル, フチサンショウウオ
	淡水魚類	淡水・汽水産魚類	177	41(23)	スナヤツメ, イシトビヨウ
	昆虫類	昆虫類	*400	151(*38)	コハネアオイトトンボ, ケンゴロウ
		クモガタ類	397	6(2)	キシノウエトタテグモ, コホントゲサトウムシ
		多足類	108	2(2)	トリデヤステ, イシイビヤステ
	貝類	陸・淡水産貝類	213	45(21)	ニッポソノブエガイ, シコクタケノギセル
		淡水産甲殻類	11	3(27)	トゲナシヌマエビ, ミナヌマエビ

海産動物	海産哺乳類	1	1(100)	スナメリ	
	海産は虫類	1	1(100)	アカウミガメ	
	海産軟体動物	1,920	27(1)	カワク ^ニ ツホ ^ニ , イチョウシ ^ニ トリ	
	節足動物	117	15(13)	カブトガ ^ニ , ハクセンシ ^ニ オマ ^ニ ネ, アカテガ ^ニ	
	その他海産動物	92	4(4)	ゴゴシ ^ニ ムシ, ナメジ ^ニ ウオ	
[動物計]		*3,829	401(*10)		
植物	高等植物	維管束以上	3,770	826(22)	ヒモラン, タキシ ^ニ ダ ^ニ , トキワ ^ニ ハ ^ニ イ ^ニ ツツ ^ニ ジ ^ニ キリシ ^ニ マ ^ニ ス ^ニ ギ, エヒメ ^ニ ア ^ニ ヤ ^ニ メ, シ ^ニ ハ ^ニ ナ, キ ^ニ キョウ
		蘚苔類	624	59(9)	クマノゴ ^ニ ケ, カビ ^ニ ゴ ^ニ ケ
	高等菌類	高等菌類	913	56(6)	フデ ^ニ タ ^ニ ケ, チョレ ^ニ イ ^ニ マイ ^ニ タ ^ニ ケ, フ ^ニ クリ ^ニ ヨウ ^ニ (マツ ^ニ ホ ^ニ ト), アカ ^ニ イ ^ニ タ ^ニ ケ, ショウ ^ニ ロ, クロ ^ニ カ ^ニ リ, マツ ^ニ タ ^ニ ケ, ナメ ^ニ コ, ハタ ^ニ ケ ^ニ チャ ^ニ ダ ^ニ イ ^ニ ゴ ^ニ ケ
計	18分類群	*9,136	1,342(*15)		

注 昆虫類の目録種数 400 種は、目録として整理されたコウチュウ目、チョウ目、トンボ目などの数であり、未整理のものを含めると、昆虫類全体で記録のある種は、最低でも 8,000 種以上とされている。
レッドリスト種数割合等、計欄の数値は、未整理のものを除いた数値である。

(2) 自然環境保全基礎調査

我が国の自然環境の現況を把握するために、自然環境保全法に基づいて、環境省が都道府県等に委託しておおむね 5 年ごとに実施するもので、一般に「緑の国勢調査」と呼ばれている。第 1 回は昭和 48 年度に、第 2 回は 53 年度から 54 年度まで、第 3 回は 58 年度から 62 年度まで、第 4 回は 63 年度から平成 4 年度まで、第 5 回は 5 年度から 10 年度まで、第 6 回は 11 年度から 16 年度まで実施され、平成 17 年度からは第 7 回の自然環境保全基礎調査が行われている。

一方、第 4 回までの自然環境保全基礎調査（動植物分布調査）から移行した種の多様性調査については、平成 6 年度から動植物全般について文献、標本を中心に、その存在基盤が脆弱で減少傾向にある種について現地調査によりデータの収集を行った。

平成 12 年度から 14 年度までの調査ではクマ、シカ、サル、イノシシなどの中・大型ほ乳類の生息分布調査、16 年度の調査では海産動物を中心とした御荘湾の総合生物調査、18 年度から 19 年度までには里地里山における生物モニタリング調査を実施するなど、生物多様性の保全のための基礎資料の整備を行っている。

(3) えひめ自然百選の選定

自然に対する愛着と保護意識の高揚を図ることを目的として、本県にある貴重な自然環境や特異な自然現象等のうち各市町村や自然保護指導員、自然公園指導員等から推薦を受けた候補の中から「えひめ自然百選選定委員会」において 100 地点を平成 2 年度に選定した（資料編 12-4 参照）。

5 野生動植物の保護対策事業

多種多様な野生動植物が絶滅することなく生息・生育し続ける、種の多様性を確保していくことは、人類の生存基盤である自然生態系を健全に保持するために必要不可欠なものであり、愛媛県レッドデータブックにより明らかとなった絶滅のおそれのある野生動植物を保護し、健全な自然の生態系を守っていくことが緊急の課題である。

このため、平成 15 年度から 2 箇年をかけて、県内に生息・生育する野生動植物の保護に関する基本的な考え方や実施すべき保護施策を取りまとめた「野生動植物の保護に関する基本指針」を策定した。

平成 17 年度からは、「愛媛県野生動植物保護推進委員会」を設置し、この基本指針に基づく生物多様性の保全策を総合的に検討し、19 年度には「愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例」を制定した。

また、20 年度には同条例で規定する各施策の方向性を明確にするため、「愛媛県野生動植物の多様性の保全を図るための基本的な方針」を作成するとともに、捕獲等を禁止する「特定希少野生動植物」13 種、開発等の行為を規制する「特定希少野生動植物保護区」6 区を指定し、野生動植物の生息等に影響を及ぼす等の侵略的外来生物 88 種を公表した。

特定希少野生動植物



サギソウ



ハッチョウトンボ

6 自然生態系に配慮した公共事業の推進

○農業農村整備事業における環境配慮の取組

農村地域の水田やため池、農業用水路などは、自然と一体になって豊かな生態系を形成しており、これらの施設などを整備改修する農業農村整備事業では、自然環境の保全に配慮した事業を実施している。

事業の実施に当たっては、計画段階から事業実施地域及びその周辺の情報環境を事前に把握するため、平成 16 年度から動植物の生息状況等を調査する環境概査に取り組んでいる。この環境概査は、生物の生息・生育状況、生態系の特徴、農業生産等の地域活動とのかかわり、親水・景観機能の状況等の概要について、文献調査、聞き取り調査及

び現地調査を行い、その結果を基に有識者等で構成された「愛媛県農業農村整備事業に係る環境情報協議会」の意見を踏まえ、環境配慮対策を検討し、事業の実施に反映させることとしている。

また、平成17年度から事業実施予定地区や実施後の地区等を対象に、地域の小学生を主体とした「ふるさと水辺の生き物教室」を開催し、水田やため池、農業用水路などが豊かな生態系を育んでいることやこれらを取りまく自然環境の大切さを認識し、農地や農業用施設の保全への理解を深めるなどの取組を行っている。

ふるさと水辺の生き物教室の状況



子供たちによる生息調査



講師による説明

7 鳥獣保護

野生鳥獣は、害虫を捕食するなど農林業の振興のうえで有益な面を持っているだけでなく、植物の種子の媒介など自然生態系の維持においても重要な役割を持っており、また、人間生活に潤いを与えてくれる存在でもある。

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、野生鳥獣の種類も多く、鳥類 309種、獣類49種が確認されている。その中で、県の鳥にはコマドリを、県獣には国の特別天然記念物であるニホンカワウソをそれぞれ指定している。

鳥類については、石鎚山は、高山鳥として有名なホシガラスをはじめカヤクグリ、ルリビタキ、メボソムシクイ等の日本における南限繁殖地として知られ、学術上貴重な地域となっている。

また、中予地方や東予地方の河川（重信川、加茂川、関川等）の河口域やアシの繁った場所は、旅鳥が休息したり、摂餌するための重要な地域であり、珍鳥ミヤコドリ、ヘラシギなどが渡来し、南予地方の西予市には、近年、国内で定着している唯一の野生のコウノトリが渡来している。

獣類については、大型獣としてニホンジカ、イノシシが生息し、その他タヌキ、ハクビシン、アナグマ、テン、イタチ、リス、ムササビ等が生息している。なお、絶滅が危惧されているニホンカワウソは、近年確認されてはいないが、南予地方に生息している

可能性もある。

(1) 野生鳥獣の保護対策

県では、これら野生鳥獣の生息環境の保全を含む保護対策を推進するため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき平成19年3月に作成した第10次鳥獣保護事業計画に基づいて鳥獣保護区等の指定を行っているほか、鳥獣保護員の設置、鳥獣保護思想の普及啓発、野生鳥獣の生息調査、傷病鳥獣の保護などを行っている。

① イノシシ適正管理計画

近年、イノシシによる農作物被害が県下全域で深刻な状況となっていることから、これらの被害軽減の有効な対策として、イノシシの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるイノシシ適正管理計画を平成16年3月に策定し、被害が急増する以前の水準となる平成5年度程度まで農作物被害額を抑えることを目標に、狩猟期間を延長するなど捕獲数の強化策に努めた結果、農林作物被害額の増加は抑えることができたが、依然として被害レベルは高水準であった。このため、平成19年3月に第2次イノシシ適正管理計画を策定し、引き続き、科学的・計画的な保護管理に取り組んでいる。

○イノシシ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：第1次計画 平成16年4月1日～19年3月31日
第2次計画 平成19年4月1日～24年3月31日
- ・ 目 標：農産物の被害レベルを平成5年度程度に抑える
- ・ 個体数管理：平成14年度の捕獲数の1.2倍である年間10,000頭を目標に捕獲に努める
- ・ 方 法：猟期を11月15日から3月15日まで（現行2月15日まで）1箇月延長、休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が12センチメートルを超えるわなの捕獲）

② ニホンジカ適正管理計画

近年、特に南予南部地域におけるニホンジカによる農林業被害著しく増加しており、深刻な状況となっていることから、ニホンジカによる農林作物被害を軽減し、人とニホンジカとの共存を図っていくため、ニホンジカの長期にわたる安定的維持を目標とした科学的・計画的な管理により、その生息数を適正なレベルにコントロールするための目標と手法を定めるニホンジカ適正管理計画を平成20年10月に策定した。

同計画においては、対象区域の生息頭数が約10,000頭であり、適正生息頭数3,500頭を大きく上回っていることから、その生息数を適正なレベルにコントロールすることを目標としており、科学的・計画的な保護管理を行うため、各施策の実施、モニタリングと評価を行うなど、長期的に取り組んでいる。

○ニホンジカ適正管理計画の主な内容

- ・ 期 間：平成 20 年 11 月 1 日～24 年 3 月 31 日
- ・ 区 域：宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町（ただし、島しょ部は除く。）
- ・ 目 標：生息数を適正なレベルに抑える。
- ・ 個体数管理：平成 19 年度の捕獲数の 1.3 倍である年間 1,300 頭を目標に捕獲に努める。
- ・ 方 法：猟期を 11 月 15 日から 3 月 15 日まで（現行 2 月 15 日まで）1 箇月延長休猟区での捕獲を認める特例休猟区制度の導入、禁止猟法の一部解除（くくりわなの輪の直径が 12 センチメートルを超えるわなの捕獲）、捕獲数の制限の解除（1 日当たりの捕獲数は、制限なし）

③ 鳥獣保護区の指定等

平成20年度においては、鳥獣保護区を、3 箇所期間更新した。

平成21年 3 月末現在、鳥獣保護区60箇所（うち国指定 1）、特別保護地区12箇所（同 1）を指定している（表 2-3-6）。

表 2-3-6 鳥獣保護区指定状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

指 定 区 分	鳥 獣 保 護 区		特 別 保 護 地 区	
	箇 所 数	面 積(ha)	箇 所 数	面 積(ha)
大規模生息地	1 (1)	9,502 (9,502)	1 (1)	802 (802)
森林鳥獣生息地	34	16,841	10	1,296
集団渡来地	6	40,145	1	74
身近な鳥獣生息地	19	751		
計	60 (1)	67,239 (9,502)	12 (1)	2,172 (802)

注（ ）内は、国指定で内数

④ 鳥獣保護員の配置

平成20年度においては、鳥獣保護区及び休猟区等を管理する鳥獣保護員を県内に 52名配置し、鳥獣保護事業の円滑な運営を図っている。

⑤ 愛鳥思想の普及啓発

愛鳥思想の普及啓発を推進するため、毎年、愛鳥週間行事の一環として、県下の小・中・高等学校の児童・生徒からポスター図案の募集を行い、表彰を行っている。

⑥ 生息数の調整

農林作物及び人畜に被害を及ぼす有害鳥獣の捕獲を行っている。平成20年度における捕獲の状況は、表 2-3-7 のとおりである。

表 2-3-7 有害鳥獣捕獲状況

鳥 類		獣 類	
種 別	数 量	種 別	数 量

カラス類	3,715(羽)	ノウサギ	22(羽)
ヒヨドリ	377	イノシシ	4,851(頭)
スズメ類	106	ニホンジカ	921
カワラバト	374	ニホンザル	171
キジバト	19	タヌキ	150
その他	119	その他	30
計	4,710	計	6,145

⑦ ガンカモ科鳥類生息調査

毎年1月に行われる環境省の全国調査の一環として実施している。平成20年度のガンカモ科鳥類の生息調査結果は、表2-3-8のとおりである。

表2-3-8 生息調査結果

調査箇所	調査面積 (ha)	個体数 (羽)	
305	22,107	ガン・ハクチョウ類	0
		カモ類	26,324
		計	26,324

(2) 適正な狩猟の推進

現在、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟鳥獣としてマガモ、キジ等の鳥類29種、イノシシ、ニホンジカ等の獣類20種が指定されている。

県では、適正な狩猟を推進するため、狩猟免許試験の実施、狩猟者登録証の交付を行うとともに、第10次鳥獣保護事業計画に基づいて、休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定、キジの人工増殖による放鳥、狩猟取締り等を行っている。

また、鉛散弾による水鳥の中毒事故を防止するため、平成15年度に鉛製銃弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を行っている。

① 狩猟免許試験及び狩猟者登録証の交付

平成20年度の狩猟免許試験結果及び狩猟者登録証の交付状況は、表2-3-9及び表2-3-10のとおりである。

表2-3-9 狩猟免許試験実施状況

(単位：人)

種別	法第49条第1号該当者			その他の者			合格者計
	申込者	受験者	合格者	申込者	受験者	合格者	
わな猟	19	18	15	106	105	91	106
第一種銃猟	8	8	7	32	31	25	32
第二種銃猟	-	-	-	4	4	4	4
計	27	26	22	142	140	120	142

注1 「法第49条第1号該当者」とは、異なる種の既狩猟免許所持者及び災害その他やむを得ない事由により狩猟免許の更新を受けることができなかった者をいう。

2 「わな猟」はわな、「第一種銃猟」は装薬銃、空気銃、「第二種銃猟」は空気銃（ただし、「網猟」は、該当者なし）

表2-3-10 狩猟者登録者数内訳

(単位：人)

登録の種類	県内者	県外者	計
網猟	8	-	8
わな猟	852	12	864
第一種銃猟	2,703	104	2,807

第二種銃猟	99	1	100
計	3,662	117	3,779

② 休猟区の指定

狩猟鳥獣の保護を図るため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき、平成20年度に22箇所、延べ38,496haの休猟区を指定するとともに、平成17年度に指定した23箇所37,498haを期間（3年間）満了に伴い開放した。この結果、平成20年度末現在の県内の休猟区は、全体で88箇所、総面積は、133,303haとなった（表2-3-11）。

また、指定したすべての休猟区について、イノシシ適正管理計画の達成を図るため、イノシシの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

なお、南予南部地域（宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町）で指定したすべての休猟区についてニホンジカ適正管理計画の達成を図るため、ニホンジカの捕獲等を行うことができる特例休猟区に指定した。

表2-3-11 休猟区指定状況

指定年度	箇所	面積 (ha)	指 定 期 間
18	26	38,570	平成18年11月1日から平成21年10月31日まで
19	40	56,237	平成19年11月1日から平成22年10月31日まで
20	22	38,496	平成20年11月1日から平成23年10月31日まで
計	88	133,303	

③ 特定猟具使用禁止区域（銃）の指定

猟銃による危険を防止するため、第10次鳥獣保護事業計画に基づき平成20年度に1箇所、77.7haの特定猟具使用禁止区域（銃）を指定するとともに、6箇所、期間更新を行った。この結果、平成20年度末の特定猟具使用禁止区域（銃）は、全体で68箇所、総面積は9,126.80haとなった。

④ 指定猟法禁止区域の指定

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、可猟区における鉛製銃弾を使用した狩猟鳥獣の捕獲を禁止する指定猟法禁止区域を、平成15年度に東・中・南予地区において各1箇所、計3箇所、44.8ha指定している。

⑤ 放鳥事業の実施

本県では、狩猟鳥獣の資源を維持し、狩猟の永続化を図るため、養殖キジを新たに指定する休猟区に放鳥することにより、自然な増殖を促している。平成19年度には、社団法人愛媛県猟友会に委託してキジ2,300羽を養殖し、放鳥した。

⑥ 狩猟の取締り

鳥獣の狩猟は、免許を受け狩猟の登録をした者が、法定の猟具により狩猟鳥獣として指定された鳥獣を狩猟期間中（毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、イノシシ・ニホンジカについては、3月15日まで））に限り行えることとなっており、県では年4回の一斉取締りを実施するほか、パトロールを行い、狩猟違反や事故防止、狩猟マナーの向上に努めている。

8 新たな森林管理推進事業

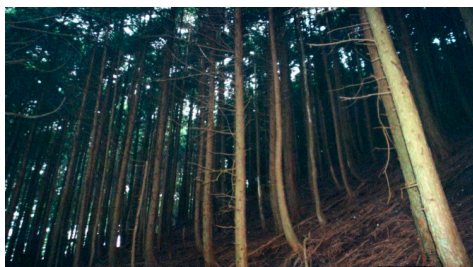
(1) 背景

本県の県土面積の7割を占める森林には、木材などの林産物を供給するばかりでなく、「緑のダム」として水資源を貯えたり、山崩れなどの山地災害を防止するなど、さまざまな働きがある。

しかしながら、今日、山村では木材価格の低迷による採算性の悪化と、過疎化や高齢化の進行などから林業生産活動が停滞し、成熟期を迎えつつあるスギ・ヒノキの人工林では、間伐などの必要な手入れがなされることなく放置される森林（写真1、2）が増加しており、森林の持つ優れた諸機能の低下が危惧されている。

このため、適正な間伐を行い、森林の持つ諸機能の低下を防ぐとともに、維持することを目的とした。

(写真1)



林内は真っ暗で、植栽木は不健全であり枯死が見られる。

(写真2)

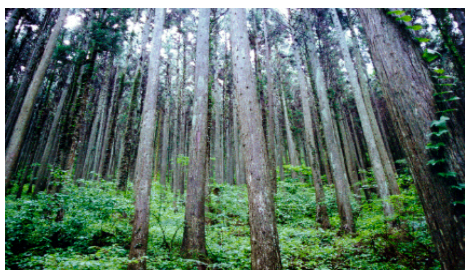


林床には植生がなく、地表を流れ下る雨水により表土が流亡している。

(2) 県における取組

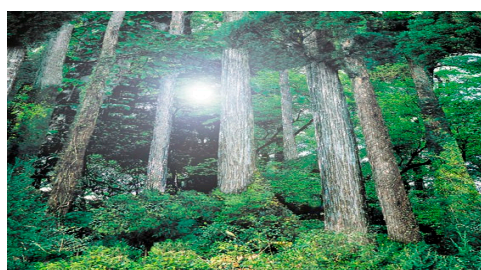
森林を適正に管理し、森林の持つ公益的機能を高度かつ持続的に発揮させることを目的に、県では、平成12年度に「愛媛県放置森林管理システム検討委員会」を設置し、放置森林の整備目標（写真3、4）や管理手法について検討を行い、平成13年度に検討結果の普及と理解の醸成を図るための説明会を開催し、森林所有者を対象に管理委託の意向調査を行い、執行体制を整備するなど新たな森林管理システムの構築を図った。

(写真3)



強度な間伐等の実施により、5～10年後には広葉樹をはじめとする様々な植生が見られる。

(写真4)



約50年後を目標に、上層の針葉樹大径木と下層の広葉樹群から成る「えひめの森林」を実現。

(3) 森林整備等の実施

平成14年度からは、公的管理組織の(財)愛媛の森林基金が事業主体となり、県・市町・森林組合等関係機関の協力を得て、造林補助金、県・市町負担金、県民・企業等からの賛助会費、県公営企業管理局助成金、(財)市町振興協会補助金を財源に、公的管理による放置森林の整備等を実施している。

(森林基金事業名：森林適正管理事業)

① 事業の実施状況

スギ・ヒノキ等針葉樹人工林221千 ha の内、16～45年生の間伐が必要にもかかわらず放置状態にある42千 ha の水土保全林において、低下しつつある水土保全（水源かん養、山地災害防止）等公益的機能の回復とその持続的な発揮を目的として、強度な間伐と天然力又は植栽により広葉樹の導入を図り、長伐期の針広混交複層林を造成・整備する。

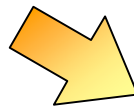
② 実施面積（間伐）

全体計画	施業実施面積（単位：ha）							
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
4,800 ha	361.48	542.87	504.58	487.72	407.04	313.65	396.28	3013.62



【暗い林内】

適切な間伐が実施されていないため、林内に光が差し込まず真っ暗なスギ・ヒノキ林。植栽木は、か細く地表面に植生が見られない。



【間伐後明るくなった林内】

間伐をしたことにより、林内が明るくなる。



【間伐実施一年後の林内】

間伐を実施して一夏を越えた林内では、適度の光が林内に差し込み、地表面に下草が生えてきた。

9 森林環境保全基金事業

(1) 県における取組

これまで森林は、主に林業者や国、地方公共団体によって、造成・維持・管理が行われてきたが、県民や社会からの多様な要請や期待の高まりから、これまでの体制や方法では、県民のニーズにこたえることができなくなってきた。

そこで、これまで県が進めてきた「森林そ生」対策を更に一步進めるために、森林環境税を活用して、県民参加による森林環境の保全と森林と共生する文化の創造を実現するための様々な施策を実施した。

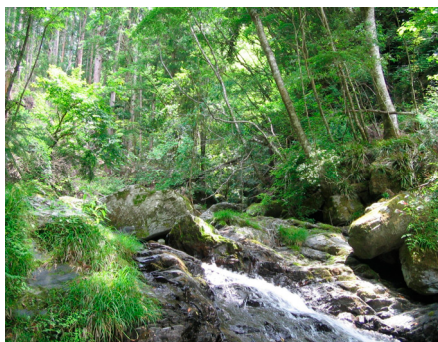
(2) 森林環境税を活用した施策について

森林環境税を活用した施策では、緊急に整備の必要な森林の集中的な機能回復を目指す「森をつくる」事業や、木材利用の意義、安定的な供給、多様な用途などの普及啓発を推進する「木をつかう」事業、森との触れ合いを通じて森林の重要性に対する理解を深め、県民参加の森林づくりを促進する「森とくらす」事業のほか、県民自らが企画、立案、実行する森林づくり活動に対し支援する公募事業などを実施している。

森をつくる

源流の森整備保全事業

(源流の森における森林整備)



えひめ漁民の森づくり実践活動事業

(漁民の森づくり活動による森林整備)



森林そ生集団間伐促進事業

(森林そ生推進団地内における森林整備)



集落等山地災害危険地区整備事業

(土砂流出防止機能を高める森林整備)



木をつかう

木質バイオマス利用促進事業
(木質バイオマスの利用促進)



公共施設木材利用推進事業
(公共施設の木造化)



えひめ材の家づくり促進支援事業
(民間住宅に良質な県産柱材を無償提供)



えひめ材住宅普及啓発事業
(木造住宅に関する相談窓口の開設、県産材を使用した展示住宅への支援)



県立学校校舎整備事業
(県立学校の内装木質化)



木の香る環境整備支援事業
(公共的施設での内装・外構等の木造化)



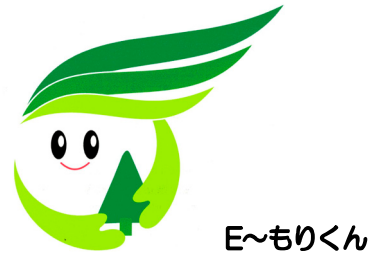
森とくらす

県民と森との交流促進事業
(愛媛県森の交流センター)



(えひめ森の案内人会による講座の開催)

(県民参加の森林づくり普及啓発用マーク)



(「えひめ山の日の集い」の開催)



県民参加の森設置・提供事業
(活動フィールドの整備)



「森はともだち」推進事業
(森林をテーマとした体験学習)



自然観察会開催事業
(自然公園における自然観察会)



フォレスト・マイスター養成支援事業
(作業技術者と作業管理者を養成)



全国育樹祭開催事業

(第32回全国育樹祭を皇太子殿下の御臨席を仰ぎ開催)



公募事業

大区分	小区分	実施内容		
		件数 (件)	事業費 (円)	補助金額 (円)
森をつくる	間伐	8	3,028,823	2,971,000
	植樹	8	3,402,416	3,222,000
	竹林整備	3	917,406	899,000
	環境整備	8	2,789,981	2,762,000
	計	27	10,138,626	9,854,000
木をつかう	木材普及	8	4,179,523	3,893,000
	木工	16	6,797,769	6,529,000
	計	24	10,977,292	10,422,000
森とくらす	環境教育	4	1,260,119	1,258,000
	森林体験	10	3,661,345	3,644,000
	炭焼き	3	1,135,626	1,089,000
	計	17	6,057,090	5,991,000
合計		68	27,173,008	26,267,000



森をつくる活動



木をつかう活動



森とくらす活動

(3) 森林環境税を活用した施策の実績 (平成20年度)

○ 基金繰入額 395,729,336円

積立金	内容	訳	予算額	決算額	差引額
森林環境保全基金積立金	森林環境税を財源に、全ての県民で支える森づくりの理解と参加の促進及び公益的機能を発揮できる森林保全の事業を計画的かつ確実に実施するため、基金を積み立てる。	① 森林環境保全基金積立金	397,188,000円	395,729,336円	1,458,664円

○ 歳出額

事業名	内容	事項名	予算額	決算額	差引額		
森をつくる活動	生活に欠くことのできない水を育む働きをもつ河川上流域の森林を対象に、自然力等を活かした整備・保全をしていく活動を推進するとともに、山地防災機能の向上を図るため、山地災害危険地区のうち土砂流出防止機能が著しく低下し、降雨によって集落等に被害を及ぼす恐れのある地区の森林について、森林整備を実施する。	①源流の森整備保全事業費 奥地の人工林を針広混交林化	60,848,000円	60,567,000円	281,000円		
		②えひめ漁民の森づくり実践活動事業費(漁政課) 漁業者が中心となり豊かな「漁民の森」づくり活動の実施	2,831,000円	2,188,308円	642,692円		
		③未整備森林緊急公的整備導入モデル事業費 放置されている森林を「美しい森林」へ誘導するための事業費	1,329,000円	903,000円	426,000円		
		④森林そ生集団間伐促進事業費 「森林そ生対策」を更に進めるための施業地の団地化により間伐等コストを軽減	24,040,000円	23,943,766円	96,234円		
		⑤集落等山地災害危険地区整備事業費 山地災害危険地区の森林を土砂流出防止機能の高い健全な森林へ誘導	99,510,000円	99,510,000円	0円		
		①木質バイオマス利用促進事業費 未利用材を木質バイオマスとして有効利用	7,850,000円	5,299,916円	2,550,084円		
		②えひめ材住宅普及啓発事業費 木造住宅に関する窓口の設置など木造住宅、木材利用の意識啓発を行う	6,621,000円	6,561,000円	60,000円		
		③公共施設木材利用推進事業費 地域のシンボルとなる公共施設の木造化	10,076,000円	10,076,000円	0円		
		④県立学校校舎整備事業費(高校教育課) 県立学校校舎の内装木質化	16,000,000円	16,000,000円	0円		
		⑤自然公園木製施設整備事業費(自然保護課) 自然公園に県産木材を使った標識、木柵、階段などを整備	7,800,000円	7,438,302円	361,698円		
木をつかう活動	公共的施設や民間住宅に対して木造化・木質化を推進するとともに、林内に放置されている未利用材の有効活用を図り、再生可能なエコ・マテリアル(環境素材)である木材を暮らしの中に取り入れ、人にやさしい生活環境を創造する。	⑥木の香る公園施設整備費(都市整備課) 都市公園に県産木材を使った休憩所やベンチなどを整備	3,570,000円	3,570,000円	0円		
		⑦えひめ材の家づくり促進支援事業費 民間住宅に良質な柱材を無償提供し、木造住宅の建設を促進	8,984,000円	8,604,000円	380,000円		
		⑧バイオマスペレット利活用総合対策事業費(農政課) 地域に散在する未利用バイオマスをペレット化	4,091,000円	3,688,700円	402,300円		
		⑨木の香る環境整備支援事業費 公共的施設等を対象に地域材を利用した内装の木質化等に対して支援	9,253,000円	2,881,000円	6,372,000円		
		⑩えひめ材公共工事生活活用促進事業費(技術企画室) 公共事業における木材利用促進施策を実施	2,300,000円	2,163,850円	136,150円		
		森とくらす活動	森林づくりを行う市民グループや団体間の交流や情報の提供、森づくりの場(フィールド)の提供を行い、さらに県民活動を通じて、暮らしの中に森林との共生関係を推進するとともに、次代を担う青少年を対象とした森林環境学習を行う。	①県民と森との交流促進事業費 県民と森との交流促進	15,124,000円	11,859,355円	3,264,645円
				②県民参加の森設置・提供事業費 県民活動の拠点整備	34,385,000円	32,240,000円	2,145,000円
				③「森はともだち」推進事業費(義務教育課) 小中学生に対する森林環境教育の推進	3,150,000円	3,150,000円	0円
				④自然観察会開催事業費(自然保護課) 一般県民を対象とした自然観察会を開催	1,900,000円	1,226,489円	673,511円
				⑤森とのふれあい活動促進事業費 森林づくりを行う青少年や県民の活動を支援	9,662,000円	5,317,207円	4,344,793円
⑥フォレスト・マイスター養成支援事業費 森林を面的・効果的に整備する作業技術者と作業管理者を養成	11,537,000円			9,132,360円	2,404,640円		
⑦林業普及指導事業費 森林そ生プロジェクトの成果を県下に普及するための体験と広報誌の発行	4,289,000円			3,489,000円	800,000円		
⑧「森のめぐみ 木のものがたり展」開催事業費(生涯学習課) 森林の自然と歴史に対する県民の理解を深めるための展覧会を開催	1,898,000円			1,579,603円	318,397円		
⑨全国育樹祭開催事業費 国土緑化運動の一環として活力ある緑の造成機運を高める目的で開催	184,374,000円			182,557,291円	1,816,709円		
公募事業	森林環境税の目指す「森林環境の保全」と「森林と共生する文化の創造」を県民と一体となって推進するため、県民の豊かな発想や自発的な活動を引き出すことにより、県民参加を具体化する。			① 県民参加の森づくり公募事業費	30,000,000円	26,267,000円	3,733,000円
			30,000,000円	26,267,000円	3,733,000円		
○ 計			561,422,000円	530,213,147円	31,208,853円		
○ 保留額			-164,234,000円	-134,483,811円			

平成20年度事業については、平成17～19年度の保留額を活用して事業を実施しました。

第3節 生物多様性の保全の動向

1 野生動植物の多様性の保全の重要性

自然界では、個々の野生動植物が単独で生存するのではなく、多くの種が生態系という一つの系の中で深くかかわり合い、つながり合って、複雑な関係を保ちながら生きている。そして、生態系内では、植物が太陽エネルギーを生物が使える形に変換し、捕食や分解などの関係によって物質循環が起き、それに伴ってエネルギーの流れができていく。生態系は、食料・燃料・医薬品の原料・建築資材等を人間生活に提供し、水質の浄化、気候の安定、各種自然災害の除去・軽減など様々な恩恵をもたらすほか、学術研究、芸術、文化、レクリエーション、観光の対象ともなり、私たちが豊かな生活を送る上で欠くことのできないものである。

しかし、近年、過度の捕獲・採取や埋立て・護岸等の開発行為など人間活動が直接与える影響を始め、過疎化や第一次産業の衰退に伴う里地里山の荒廃など身近な自然環境の劣化、移入生物・外来生物の影響等により、多くの野生動植物の種が絶滅の危機に瀕している。

本県においても、愛媛県レッドデータブック（平成15年2月策定）で明らかになったように、多くの野生動植物の種に絶滅のおそれが生じている。私たちが将来にわたって自然の豊かな恵みを享受し、健康で文化的な生活を確保するためにも、県民が一体となって野生動植物の多様性が保たれた健全で豊かな自然環境を適切に保全していくことが重要である。

野生動植物の多様性は、様々な個体からなる多くの種がいろいろな環境の中で生息し、又は生育している状態をいい、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性の3つのレベルの多様性がある。種内の多様性とは、ある種の中での多様性で、同じ種の中でも個体ごとに異なるいろいろな「固有な特徴」を持った個体が存在することであり、遺伝子の多様性とも言われる。種間の多様性とは、多くの動植物が生息し、又は生育している状況である。生態系の多様性とは、各地にいろいろな自然があることである。このように自然界のいろいろなレベルにおいて、それぞれに違いがあること、そして、それが長い進化の歴史において引き継がれた結果として、生物の多様性が維持されていることが重要である。

2 国の動向

国では、平成4年の国連環境開発会議において、生物多様性を包括的に保全することを目的とした生物多様性条約（平成5年効力発生）が採択されたことを受けて、生物多様性国家戦略（平成7年）を策定するとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）を制定するなど各種施策を推進しているところである。また、平成19年11月には、平成14年3月に策定した新・生物多様性国家戦略の見直しを行い、第三次生物多様性国家戦略を策定し、私たちの暮らしを支える生物多様性の重要性を国民に分かりやすく解説しているほか、顕在化しつつある地球温暖化による生物多様性への影響についても詳しく記述するなど、人と自然とのより良

いバランスが確保され、人と自然が共生することを通して、恵み豊かな生物多様性をはぐくむ「いきものにぎわいの国づくり」を目指しているところである。さらに、平成20年6月には、多様な生物を守り、その恩恵を持続的に利用することを目的とした「生物多様性基本法（平成20年法律第58号）」が施行され、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明確にするとともに、保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたところである。

3 県の動向

本県においても、種の保存を始めとする野生動植物の多様性の保全に関する施策を推進する重要な基礎資料として、平成15年に愛媛県レッドデータブックを公表するとともに、これを踏まえ、平成17年には野生動植物保護のガイドラインとなる愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（平成17年3月）を策定し、野生動植物の多様性の保全に努めてきたところである。

さらに、平成20年3月には野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）を制定し、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全され、人と自然とが共生できるよう、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に野生動植物の種の保存、生態系の多様性の確保その他の生物多様性の保全を図ることとしたところであり、平成21年3月には特に保護を図る必要が認められる13種を「特定希少野生動植物」として指定するとともに、6地区を「特定希少野生動植物保護区」に指定している。